

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A

	質 問	回 答
1	擁壁が倒れ、修理をしなかった場合、土が流れ家の傾きにつながるが、応急修理の対象としてよいか。	応急修理制度はあくまで住家の修理となるので、対象とはなりません。
2	店舗兼住宅の店舗部分の外壁が剥がれ落ちた場合は応急修理の対象となるか。	住家の被害ではないので、応急修理の対象にはなりません。
3	液状化で地盤沈下している場合の基礎より下の部分の修理は対象となるか。	ジャッキアップ等で住家の傾斜を正し、住めるようになるのであれば可能とします。
4	資力に関する要件について、どういった内容を記載すればよいか。	現状、資力に関する要件にかかる世帯年収確認事項は撤廃されているため、年収要件の確認は不要です。家のローンがあるので応急修理する資力がありません等をご記載ください。
5	住宅の応急修理と応急仮設住宅の併用は可能か。	住宅の応急修理期間において、応急仮設住宅を使用する者は住家が災害のため半壊または半焼し、補修を行わなければ居住することが困難な場合で、応急修理の実施期間が1か月を超えると見込まれる者に限られます。また、この場合に提供する応急仮設住宅は賃貸型応急住宅とし、新たな建設型応急住宅を建設することは認められません。
6	液状化等による浄化槽が浮上りや損傷があり排水処理が出来ない場合、部分修理の対象となるか。 (り災証明書の対象外であるものの日常生活には必要であるものの場合、被害判定はどうするべきか？そもそも対象外か？)	浄化槽の故障については、応急修理制度の対象となります。(衛生設備として修理が可能です。) また、浄化槽が損傷した場合は、住家の設備の一つとして、罹災証明書を発行していただいて差し支えありません。
7	住民票の提出は必要か？	応急修理申請書(様式第1号)における、【被害を受けた住宅の所在地】と【現在の住所】が異なる場合、住民票の提出を求める必要があります。また、別荘等2つの居住地がある場合、公共料金の支払い書類等を提出していただき、応急修理の対象とする世帯が主たる居住地であることを明確にする必要があります。
8	店舗兼住家の場合、屋根の修理は対象としてよいか。	明確に住家と店舗で分けられている場合は、店舗部分については対象外としてください。1F店舗、2F住家の場合は共通の屋根ですので、制度の対象として問題ありません。
9	アパートの入居者は制度の利用可能か。	アパートの入居者が部屋に被害を受けた場合は原則オーナーが修理を行いますので、制度は利用できません。オーナーがアパートの一部屋に住んでおり、そこを住家としている場合は、オーナーの部屋については修理可能です。

		また、オーナーの資力がなく修理できない場合は、オーナーの税込等を確認し、入居者の部屋の修理について対象とすることは可能です。
10	被災者Aの住家が全壊・倒壊したため、解体撤去する予定。被災者Bが市外へ移住される予定となり、その被災者Bの住家を被災者Aが購入し、住家とした場合、部分修理の対象となるか。(それぞれの自宅のり災証明書を申請されている状況。) 修理の対象となる場合、必要な手続きの流れはどうか。	住宅の応急修理制度については、被災時に住んでいた住家に限定されるので、対象外となります。 また、罹災証明書についても、被災者Aが被災者Bの住家について罹災証明書を発行することはできません。
11	浄化槽の破損により、トイレの水洗ができなくなった場合は対象としてよいか	対象です。
12	落下した外壁のタイル張仕上を板金仕上で修理した場合、応急修理の対象となるか。板金の方が工事費が安く、工期の短縮が見込まれる。	原則は被災前と同じ仕様で修理を行うこととしております。ただし、グレードアップにならない範囲で、工期の短縮等が見込まれる場合は、変更が認められる場合があります。 仕様を変更する際は、業者に工期の短縮等に該当性があるかどうかを聞き取りのうえ整理願います。
13	配管の損傷等による「漏水」は応急修理の対象としてよいか	漏水により、建物の腐食等被害が見込まれる場合は、対象になります。また漏水により水の供給ができない場合においても修理の対象としてよいです。修理の必要性が見込まれるかどうかをご確認願います。
14	家が傾いた原因が液状化でないと、家の傾きを直す工事は対象にならないのか。例えば、造成された宅地の擁壁が崩れて(又は傾いて)、住宅が傾いた場合など。	液状化以外の理由で生じる家の傾きについて、以下3点のとおり考えます。 ①基礎の損傷による傾きについては、壊れた基礎の補修(無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む)、傾いた柱の家起こし(筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る)が応急修理として認められます。 ②根太等の床下の損傷による傾きについては、損傷した根太や下地材の取替等による応急修理が認められます。 ③擁壁の崩落等による傾きについては、住宅ではなく地盤そのものに対する修理となり、応急修理の制度の対象外となります。 ※罹災証明書の項目としても地盤については、評価要素に含まれておりません。
15	傾斜住宅の補修について、どのような工法が対象となるのか。	①硬質ウレタン注入工法、②グラウト注入工法 ③アンダーピニング工法(ジャッキアップ)、 ④耐圧版工法(ジャッキアップ)、⑤プッシュアップ工法(あげ舞い工法)については、応急修理の対象となります。なお、①・②については、地盤改良とならないよう、日常生活に必要

		<p>な最小限度の範囲で実施をお願いします。</p> <p>※最小限度の範囲を超えて実施する場合、地盤改良と判断され、応急修理の対象外となることが想定されますので、ご留意願います。</p> <p>液状化対策として、硬質ウレタン注入工法は地盤改良と判断されるため、応急修理の対象外となります。</p>
16	<p>「住宅の応急修理」について、全壊の場合であっても、「修理することで居住することが可能となる場合は、個別に対象とすることが可能である。」とあるが、記述どおり、「全壊」でも被災者が希望すれば応急修理の対象としてよいか。</p> <p>「個別に」はどういった意味か。</p>	<p>全壊または全焼等の住家は、通常、修理を行えない程度の被害を受けた住家ですので、原則は応急修理の対象となりません。修理すれば居住することが可能であれば、内閣府と協議したうえで対象とすることが可能となっており、「個別に」とは協議することを指します。</p>
17	<p>空家バンク等により家屋を貸家としている場合、応急修理申請書の氏名（申請者）は、貸主、借主のどちらか。</p> <p>申請者の資力がなく修理が出来ない場合、部分修理の対象としてよいか。</p> <p>また、【被害を受けた住宅の所在地】、【現在の住所】が異なる場合、住民票の提出を求めるのか。</p>	<p>（貸家に住んでいる方がいることが前提とし、）通常、所有者である貸主が修理を行うものであり、貸主に資力がなく修理ができない場合、借主が申請を行うこととなります。そのため、被害を受けた住宅の所在地と現在の住所は一致することとなります。ただし、この場合、貸主に資力がないことを証明する書類が必要となってきますが、通常、修理のための借入れができないことや火災保険・共済等に入っていないことは考えにくく、対象となりえるケースは稀であると想定されます。</p>
18	<p>住宅の応急修理と応急仮設住宅の併用については、「応急修理が1ヶ月以上かかること、応急仮設住宅への入居が6ヶ月以内であること」と記述があるが、内閣府のオンライン説明会では応急修理期間を12ヶ月に延長したとの説明があった。</p> <p>その場合、応急仮設住宅への入居も12ヶ月まで延長してよいか。</p>	<p>応急修理期間が12ヶ月以上に延長された場合でも、併給の要件に変更はありません。</p> <p>通常の場合、応急修理が1ヶ月以上かかること、応急仮設住宅への入居が6ヶ月以内であること」になります。</p>
19	<p>外壁の隙間をコーキングで埋める工事は対象として良いか。</p>	<p>一般的な工事方法の一種類だと思いますので、対象としていただいて問題ありません。</p>
20	<p>液状化により住家が傾いているが、傾きを正す修理は多額に及ぶため被災者本人が行わないと主張している。その際、その他外壁の修理、内部建具の修理等を対象としてよいか。</p>	<p>本人が申し出た修理の中で応急修理の優先順位を勘案し、対象としてください。</p> <p>今回の場合では、住家の傾きを正す修理はしないと主張されているため、その他外壁や内部建具の修理を対象としていただいて構いません。</p>
21	<p>賃貸集合住宅所有法人が、賃貸事業が赤字であることを主張し、入居者の応急修理を対象にできないかと相談があった。法人の収益物件であるが、資力が無いと判断し応急修理の対象としてよいか。</p>	<p>あくまで、賃貸事業が赤字であり、法人により修理可能と考えられますので、対象外とするのが望ましいです。</p> <p>質問17の関連になりますが、借入をしてでもオーナーが修理すべきものと考えられます。</p> <p>対象になるものは稀だと思われませんが、迷われ</p>

		た場合は個別にご相談ください。
22	故障した電気温水器の後継機を導入すると、50万円以上と高額になるため、安価なガスボイラーへ変更しグレードダウンの修理として申請があった。対象としてよいか	応急修理制度は基本的に被災前の現状復帰になりますので、後継機の導入が望ましいです。ただし、後継機を導入すると、納期に1ヶ月かかる等の事情がある場合は、後継機でない同等品の導入も可能と考えられます。
23	質問18の関連ですが、応急仮設住宅とは、借上型仮設住宅と建設型仮設住宅で、公的賃貸住宅等は含まれるか。	公的賃貸住宅（公営住宅）への入居は救助法対象外になりますので、入居期間等の要件はありません。
24	浴室及び浴槽の修理において、タイル張りの浴室をユニットバスにすることは可能か。	タイル張りの浴室は部分的に修理可能と思いますが、浴室すべてを修理する必要があり、ユニットバスの機能面等が同等品であれば対象としていただいて問題ありません。
25	生活に必ずしも必要でない外壁や屋根を修理する場合、対象としてよいか。	日常生活に必要でない部屋（蔵等）の補修は原則対象外となります。 ただし、当該破損個所の修理をしないことにより、浸水等で被害が拡大し、日常生活に必要な部分にも影響が出ると考えられる場合は修理の対象としていただいて問題ありません。
26	No20の優先順位の件ですが「宅内の給水管が地震で破裂したので直したい」等の配管・住宅設備関係も対象としてよいということでしょうか	対象として問題ありません。
27	給水管を直す場合は、別経路による新規配管は対象として良いか（破損個所の特定が難しいため）	修理を対象としますので、新規配管は対象外になります。